

（趣旨）

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する確認を受けるものに対し、認定こども園法第13条第2項により定められた幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）、認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行うための基準及び支援法第34条第2項の規定により定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費並びに当該基準を超えて利用する子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象子ども）

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、川崎市（以下「市」という。）の教育・保育給付認定（教育標準時間認定）を受け、市内及び市外の認定こども園を利用する子どもとする。

（支給額及び算出方法等）

第3条 支給する額及びその算出方法等は、市内の認定こども園及びその認定こども園を利用する子どもにあっては、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）第1条第12号に規定する公定価格（以下「公定価格」という。）から市の定める利用者負担額を控除した金額及び別表に定める市加算運営費とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外の認定こども園を利用する子どもにあっては、国基準に定める公定価格のほか、当該認定こども園が所在する地方公共団体の定めるところによるものとする。

3 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、定員を恒常的に超過する場合及び処遇改善等加算Ⅲにおける利用する子どもの年齢区分の適用にあたっては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。

4 公定価格の内容となる基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、

講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、副食費徴収免除加算、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、定員を恒常的に超過する場合及び冷暖房費加算の算出にあたっては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む）による日割り計算を国基準により行うものとし、外部監査費加算、療育支援加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める加算の算出にあたっては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

- 5 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰ、副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、講師配置加算、チーム保育加配加算、通園送迎加算、給食実施加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合、年齢別配置基準を下回る場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合、療育支援加算、事務職員配置加算、指導充実加配加算、事務負担対応加配加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算並びに別表に定める特別支援教育事業に掲げる費用等の適用に当たっては、加算の認定申請又は協議及び認定を要するものとする。
- 6 公定価格の内容となる処遇改善等加算Ⅰに掲げる費用等のうち賃金改善に要する分、外部監査費加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、施設関係者評価加算、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算並びに別表に定める実費徴収に係る補足給付事業費に掲げる費用等の適用を受けたときは、その執行に係る実績について報告等を要するものとする。

（支給時期）

- 第4条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払（月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする）によるものとする。

（給付費等の返還）

- 第5条 この要綱による支給額及び算出方法等については、毎月、把握するものとし、市内の認定こども園及び市外の認定こども園が、偽りその他不正の手段により給付費等の支給を受けていることが認められた場合には、既に支給した額の全部又は一部の返還措置を講じるものとする。

（委任）

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年３月９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
(平成２７年度における支給額及び算出方法等の特例)
- 2 平成２７年度における、この要綱により支給する額及びその算出方法は、市内の認定こども園にあって、その認定こども園を利用する子ども（支給対象子どもに限る。）について、別表１－１から別表１－１４により算出した額、及び市外の認定こども園にあって、その認定こども園を利用する子ども（支給対象子どもに限る。）について国基準により算出した額については、当該額に１００分の１．４９を乗じて得た額とする。
- 3 前項により算出される額については、１０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成２７年度の給付費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２９年３月２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年５月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成２８年度の給付費等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成３０年３月１９日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年５月７日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年１１月１３日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた令和元年１０月１日前における支給する額及び算出方法等については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年３月１０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、第３条第４項に定める副食費徴収免除加算については、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年５月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年３月１４日から施行し、令和４年２月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１４日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月２４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、別表に定める物価高騰対応加算（給食費）については、令和４年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年８月２３日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第3条市加算運営費関係)

(認定こども園 教育標準時間認定)

項目	内容	加算額
①一般生活費	園児の処遇向上を図るため、国の公定価格中の一般生活費に含まれる教材費に加えて、給食材料費の他、教材教具購入等の一部として、子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの。	子ども1人当り 月額840円
②行事用給食費	行事時の特別給食のため、子ども1人当り月額単価を利用子ども数分加算するもの	子ども1人当り 月額113円
③園児健康安全事業	園児の健康管理のため、尿検査にかかる、必要な経費の一部を補助するもの。	子ども1人当り 月額209円
④特別支援教育事業	障害のある幼児を積極的に受け入れ、統合保育に係る調査・研究及び教育実践を促進するため、必要な経費の一部を補助するもの。	子ども1人当り 国県補助対象者 年額170,000円 国県補助対象外者 年額240,000円
⑤事務職員雇上費	施設型給付への移行に伴う、運営費の請求等事務負担の増加に対応するため、定員規模に応じた加算額を設定し、加算するもの。 ※教育標準時間認定(1号)と保育認定(2・3号)とで、費用を利用定員により等分して計上する。	定員区分 加算額(月額) 60人以下 57,600円 61人以上120人以下 69,120円 121人以上180人以下 80,640円 181人以上240人以下 92,160円 241人以上300人以下 103,680円 301人以上 115,200円
⑥調理員雇用費	1号認定こどもの定員が61名以上の施設について、非常勤調理員を加配するための加算を行うもの。	月額72,560円
⑦実費徴収に係る 補足給付事業費	日用品、文房具等の購入に要する費用等に係る実費徴収額について、低所得世帯を対象に実費の一部を補助するもの。	■対象者 保育料金額表階層区分Aに該当する者 ■基準額 教材費・行事費等 2,700円 上記金額と、実費徴収額とを比較して低い方の額とする。
⑧物価高騰対応加算 (給食費)	物価高騰に伴い、給食の費用増加による保護者の給食費負担額の増加抑制を図るため、給食の費用を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象子ども数 × 支給月数】 ■単価 月額子ども1人当り 40円(1食当り) × 給食実施加算における「週当たり実施日数」× 4週(小数点以下切捨て) ■対象子ども数 月初日利用子ども数分とする。 ■支給月数 物価高騰対応加算(給食費)の実施月数とする。 ■適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日